

博物館の登録審査基準及び博物館に相当する施設指定審査基準 の全部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

博物館法（以下「法」という。）及び博物館施行規則（以下「施行規則」という。）が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館の登録審査基準及び博物館に相当する施設指定審査基準を全部改正します。

2 改正概要

法及び施行規則の改正に伴い、博物館の登録及び指定の審査要件が大幅に変更されました。施行規則第19条から第21条及び同規則第24条第2項に規定される基準の制定にあたり参酌すべき基準に従って以下のように基準を整理しました。

(1) 体制について

- ・ 基本的運営方針や資料の収集及び管理の方針が定まっているか
- ・ 展示を行う体制、調査研究を行いその成果を活用する体制、学習機会の提供その他の教育活動を行う体制が整っているか
- ・ 職員が研修に参加する機会が確保されているか

(2) 職員について

- ・ 基本的運営方針に基づき館の管理運営を行うことができる館長が置かれているか
- ・ 学芸員（指定施設にあつては学芸員に相当する職員）が置かれているか
- ・ 基本的運営方針に基づく館の管理運営のため必要な職員が置かれているか

(3) 施設及び設備

- ・ 資料収集、保管及び展示並びに調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されているか
- ・ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有しているか
- ・ 利用者の安全及び利便性確保のために必要な配慮がなされているか
- ・ 館の利用に困難を有する者が円滑に利用するための配慮がなされているか

3 施行予定日

令和5年4月1日